

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 鹿島道路株式会社
代表者及び住所 東京都文京区後楽1-7-27
代表取締役社長 吉田 英信
2. 指名停止措置期間 : 令和7年4月11日から令和7年7月18日まで(10週間と1ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 令和2年度に近畿地方整備局和歌山河川国道事務所が発注した国道42号和歌浦地区管路敷設他工事ほか6件(鹿島道路株式会社が受注した工事3件、他社が受注した工事4件)において、設計図書と異なるアスファルト合材が使用されたことが判明した。
5. 指名停止措置理由 : 鹿島道路株式会社が発注者との協議を経ずに、再生骨材を含むAs合材(再生合材)を使用して工事を施工したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第2号(過失による粗雑工事)及び別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)並びに「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第2号(過失による粗雑工事)及び第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 >

(過失による粗雑工事及び不正又は不誠実な行為)

1-2 当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事(以下この表において「地方整備局発注工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)が軽微であると認められるときを除く。)

2-15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL: 06-6942-1141

契約課長 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)